

告 示

埼玉県告示第千百一号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局北首都国道事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年十月六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局北首都国道事務所

二 作業種類

一般国道二百九十八号に係る基準点測量並びに道路台帳整備

一級基準点測量、二級基準点測量、四級基準点測量

車載写真レーザ測量

地形測量（数値図化）

三 作業地域

埼玉県和光市新倉四丁目から埼玉県戸田市美女木字中前原

四 作業期間

令和二年九月二十八日から令和三年二月十九日まで